

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
春日市社会福祉センター管理運営規程

昭和54年 4月 1日制定
平成 6年 4月 1日全部改正
平成24年 3月29日一部改正
令和 5年 5月24日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、春日市社会福祉協議会春日市社会福祉センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用者の範囲)

第2条 センターを使用できる者は、社会福祉関係者及び同団体とする。ただし、収容能力に余裕のある場合は、一般の者の使用を認めることができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

(使用申請及び許可)

第5条 センターの使用の許可を受けようとする者は、春日市社会福祉センター使用許可申請書（様式第1号 以下「許可申請書」という。）を提出しなければならない。

2 許可申請書の提出は、利用する日の3カ月前から行うことができる。

3 使用許可は、春日市社会福祉センター使用許可書（様式第2号）の交付をもって行う。

(使用の制限)

第6条 前項の規定により使用の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は許可を与えないことができる。

(1) センターにおける秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他利用させることがセンターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料の徴収)

第7条 センターの使用については、別表に定める額の使用料(消費税及び地方消費税を含む。)を徴収する。

2 センターの使用料金は前納することを原則とする。

3 使用者が営利を目的としてセンターを使用する場合は、利用料金の10割を増額することができる。

(使用料の減免)

第8条 前項第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免することができる。

(1) 直接社会福祉事業に関する用途で使用するとき。

(2) 公益を目的とする事業に関する用途で使用するとき。

(3) その他会長が必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第9条 使用料の還付は、次号に該当する場合に行うものとする。

(1) 災害その他避ける事のできない事由により、センターが使用できない場合又はセンターが使用中において、使用者の責めに帰さない事由で使用できなくなったとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 センターを使用する者が第6条各号のいずれかに該当するに至ったときは、第5条第3項の許可を取消し、又はセンターの使用を中止させることができる。

(賠償の義務)

第11条 使用者は、使用中の施設設備及び、器具を破損し、又は滅失したときは現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 5月25日から施行し、令和 5年 4月 1日から適用する。

様式第1号

受 付	No.	回 議	係	課 長	局 長
	年 月 日				
<p>春日市社会福祉センター使用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>社会福祉法人 春日市社会福祉協議会 会長 殿</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 団 体（事業所）名</p> <p style="text-align: center;">所 在 地</p> <p style="text-align: center;">使用代表者 印</p> <p style="text-align: center;">連絡先（電話番号）</p> <p>春日市社会福祉センター管理運営規程第5条の規定に基づき申請します。</p>					
使用目的 (内容)					
使用日時	使用月日	曜日	使用時間		
	月 日		開始	時 分	終了 時 分
使用場所	<p style="text-align: center;">大会議室 中会議室 和 室 多目的室</p> <p style="text-align: center;">会議室(1) 会議室(2) 娯楽室</p>				
使用料		納入年月日	室 料	冷暖房料	合 計
	納入額	年 月 日	円	円	円
減 免 理 由	春日市社会福祉センター管理 運営規程第8条に基づく		全額免除（会場使用料・冷暖房料） 一部免除		
注 申請者は、太枠の中だけ記入してください。					

様式第2号

受 付	No.				
	年	月 日			
<p>春日市社会福祉センター使用許可書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人 春日市社会福祉協議会 会長</p> <p>申請者 団体（事業所）名</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">使用代表者 印</p> <p style="text-align: center;">連絡先（電話番号）</p> <p>春日市社会福祉センターの使用について下記のとおり許可します。</p>					
使用目的 （内容）					
使用日時	使用月日	曜日	使用時間		
	月 日		開始	時 分	終了 時 分
使用場所	大会議室 会議室(1)	中会議室 会議室(2)	和室 娯楽室	多目的室	
使用料		納入年月日	室料	冷暖房料	合計
	納入額	年 月 日	円	円	円
減免理由	春日市社会福祉センター管理 運営規程第8条に基づく		全額免除（会場使用料・冷暖房料） 一部免除		
備考	使用に当たっては、管理運営規程を遵守し、使用してください。				

単位：円（税込）

室名	時間	室料	冷暖房料	合計
大会議室	1日（9時～17時）	19,800	4,400	24,200
		@ 2,475	@ 550	
	午前（9時～12時）	7,425	1,650	9,075
		@ 2,475	@ 550	
	午後（12時～17時）	12,375	2,750	15,125
		@ 2,475	@ 550	
夜間（17時～21時）	13,200	3,300	16,500	
	@ 3,300	@ 825		
会中議室(1)(2)	1日（9時～17時）	13,200	1,760	14,960
		@ 1,650	@ 220	
	午前（9時～12時）	4,950	660	5,610
		@ 1,650	@ 220	
	午後（12時～17時）	8,250	1,100	9,350
		@ 1,650	@ 220	
夜間（17時～21時）	7,920	1,320	9,240	
	@ 1,980	@ 330		
娯楽室	1日（9時～17時）	13,200	1,760	14,960
		@ 1,650	@ 220	
	午前（9時～12時）	4,950	660	5,610
		@ 1,650	@ 220	
	午後（12時～17時）	8,250	1,100	9,350
		@ 1,650	@ 220	
夜間（17時～21時）	7,920	1,320	9,240	
	@ 1,980	@ 330		

備考 この表に掲げる利用料の計算において、30分未満は1/2、30分以上は1時間とみなします。